

◎会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

会計検査院法目次

第一章 「略」

第二章 権限

第一節～第四節 「略」

第五節 会計事務職員の責任等

第六節 「略」

第三章 「略」

〔議決事項〕

第十一條 次の事項は、検査官会議でこれを決する。

一～四 「略」

五 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十二号）第六条第一項及び第六項の規定（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項

六～九 「略」

〔掲記事項〕

第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、次の事項を掲記しなければならない。

一～三 「略」

四 予備費の支出で国会の承諾を受ける手続をとらなかつたもの
の有無

会計検査院法目次

第一章 「同上」

第二章 権限

第一節～第四節 「同上」

第五節 会計事務職員の責任

第六節 「同上」

第三章 「同上」

〔議決事項〕

第十一條 「同上」

一～四 「同上」

五 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十二号）第六条第一項及び第四項の規定（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項

六～九 「同上」

〔掲記事項〕

第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

一～三 「同上」

四 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を探らなかつたもの
の有無

現 行

五 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十三条第二項及び予算執行職員等の責任に関する法律第六条第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果

六〇八 「略」

〔国会及び内閣への報告〕

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条若しくは第三十六条の規定により意見を表示し若しくは処置を要求した事項又はこれへの対処に関する状況その他の特に必要と認める事項については、隨時、国会及び内閣に報告しなければならない。

第五節 会計事務職員の責任等

〔懲戒処分の要求〕

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当たる者（以下この条において「本属長官等」という。）に対し懲戒の処分を要求することができる。

② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は国の会計事務を処理する職員若しくはその他の国の職員が第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

③ 会計検査院は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により懲戒の処分の要求をしたときは、その旨を人事院及び国家公務員倫理審査会に通知しなければならない。

④ 本属長官等は、第一項の規定による懲戒の処分の要求を受けた

五 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十一条第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第六条第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果

六〇八 「同上」

〔国会及び内閣への報告〕

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、隨時、国会及び内閣に報告することができる。

第五節 会計事務職員の責任

〔懲戒処分の要求〕

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当たる者に対し懲戒の処分を要求することができる。

② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

〔新設〕

〔新設〕

(5)	本属長官等は、前項の調査の結果、第一項の規定による懲戒の処分の要求に係る職員に対し、その旨並びにその種類及び内容を、当該職員に対し懲戒の処分をしなかつたときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。	〔新設〕	ときは、当該要求に係る職員に対しその懲戒の処分をすることが適當かどうかを直ちに調査し、その結果及び懲戒の処分をすることが適當でないと認める場合におけるその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。
(6)	本属長官等は、第一項の規定による懲戒の処分の要求に係る職員に対し懲戒の処分をしたときはその旨並びにその種類及び内容を、当該職員に対し懲戒の処分をしなかつたときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。ただし、第四項の規定により懲戒の処分をすることが適當でない旨を通知した場合は、この限りでない。	〔新設〕	本属長官等は、前項の調査の結果、第一項の規定による懲戒の処分の要求に係る職員に対し、その旨並びにその種類及び内容を、当該職員に対し懲戒の処分をしなかつたときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。
(7)	会計検査院は、第一項の規定により懲戒の処分の要求をした後において、その要求が不当であることを発見したときは、直ちにこれを取り消さなければならない。	〔新設〕	第三項の規定、第四項の規定中人事院に対する通知に関する部分、第五項の規定及び第六項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、国のか会計事務を処理する職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。
(8)	〔新設〕	〔新設〕	第三項の規定、第四項の規定中人事院に対する通知に関する部分、第五項の規定及び第六項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、国のか会計事務を処理する職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。
〔違法・不当事項の処理〕	〔第三十四条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又是適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。〕	〔第三十四条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又是適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。〕	〔第三十四条 会計検査院は、前項の規定により意見を表示し又は処置を要求することができる。〕

〔新設〕

〔違法・不当事項の処理〕
〔第三十四条 同上〕

した事項について、適切な対処が行われていないと認めるときは、本属長官又は関係者に対し、更に、意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができること。

〔意見表示又は処置要求〕

第三十六条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるとときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

- ② 会計検査院は、前項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項について、適切な対処が行われていないと認めるときは、主務官庁その他の責任者に、更に、意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

〔意見表示又は処置要求〕
第三十六条 〔同上〕

〔新設〕

改 正 案

現 行

（懲戒処分）

第六条 会計検査院は、検査又は検定（前条第一項に規定する再検定を含む。）の結果、予算執行職員が故意又は過失により第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失により同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該予算執行職員の任命権者に対し、当該予算執行職員の懲戒処分を要求することができる。

2 会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院及び国家公務員倫理審査会に通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該要求に係る予算執行職員に対しその懲戒処分をすることが適當かどうかを直ちに調査し、その結果及び懲戒処分をすることが適當でないと認める場合におけるその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。

4 任命権者は、前項の調査の結果、第一項の規定による懲戒処分の要求に係る予算執行職員に対し懲戒処分をしようとするときは、

〔新設〕
は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二十六条の規定により国家公務員倫理審査会の承認を得なければならない場合を除き、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならぬ。

任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求に係る予算執行職員に対し懲戒処分をしたときはその旨並びにその種類及び内容を、当該予算執行職員に対し懲戒処分をしなかつたときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。ただし、第三項の規定により懲戒処分をすることが適當でない

（懲戒処分）

第六条 会計検査院は、検査又は検定（前条第一項に規定する再検定を含む。）の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適當と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

2 会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をすることが適當かどうかを直ちに調査してこれについて措置するとともにその結果を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。

〔新設〕

旨を通知した場合は、この限りでない。

6| 会計検査院は、第一項の規定により懲戒処分の要求をした後に
おいて、その要求が不当であることを発見したときは、直ちにこれ
を取り消さなければならない。

7| 第二項の規定、第三項の規定中人事院に対する通知に関する部
分、第四項の規定及び第五項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。

(公庫の予算執行職員に対する準用)

第九条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の理事長（以下「公庫の長」という。）から公庫の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫予算執行職員」という。）は、公庫の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫の定款並びに公庫の経理に関する規程（以下「公庫に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫の支出等の行為」という。）をしなければならない。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第六条第二項の規定、同条第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分、同条第四項の規定及び同条第五項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3～5 「略」

4| 会計検査院は、第一項の規定による予算執行職員の懲戒処分を要求した後において、その要求が不当であることを発見したときは、又は当該職員の任命権者からその要求が不当であるとして再審の請求を受け実情を調査した結果、その要求が不当であることが明らかになつたときは、直ちにこれを取り消さなければならない。

5| 第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。

(公庫の予算執行職員に対する準用)

第九条 「同上」

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3～5 「同上」